

東京都新型コロナウイルス感染症対策審議会の書面開催の結果について  
(令和3年1月7日開催)

## 1 委員

- ◎猪口 正孝 東京都医師会 副会長  
太田 智之 みずほ総合研究所 調査本部 首席エコノミスト・本部長代理  
大曲 貴夫 国立国際医療研究センター 国際感染症センター長  
紙子 陽子 紙子法律事務所 弁護士  
濱田 篤郎 東京医科大学病院 渡航者医療センター教授  
(◎は会長)

## 2 議事

東京都緊急事態措置等について

## 3 審議会の意見等

東京都緊急事態措置等については適当と考える。

(猪口会長)

2021年に入ってもなお感染状況が収まらず、一日1,000人を超える新規陽性者が出ている感染状況で、入院患者は3,000人を超えてしまった。今後同じような感染者の増加率であれば、2週間後には入院患者は6,000人を超える。すでに救急の遅延、入院調整の遅れが出始めているが、2週間後には救急など通常医療も麻痺し、新型コロナ感染の患者も入院できなくなるのではないかと危惧している。この危機を乗り越えるためには新規患者を減らすしかないが、感染状況を公開するだけの現在の方法では歯止めがかかっていないことは明らかである。今何かできるとしたらこの緊急事態措置等だと考える。前回の緊急事態措置等に比べ対象業種の範囲が狭いが、要所を押さえていると考えられるので、この緊急事態措置等を行うことに同意する。そしてこの措置がはっきり実効性を持つようお願いしたい。

(太田委員)

緊急事態宣言を受けた緊急事態措置ならびに緊急事態措置以外の対応については適当であると考えます。

感染拡大ならびに医療体制のひっ迫を受けて、既に飲食店への時短要請の実施については公表済みであったが、緊急時短宣言を受けた緊急事態措置とすることで相応の実効性が期待できるとみている。

ただし、飲食店以外の営業自粛・営業時間短縮の要請が見送られたことで、人流抑制効果は昨年春の緊急事態宣言時に比べて限定的にとどまる可能性が高い。また

既に医療体制への負荷が許容限度に近づきつつある状況に加え、新規感染者数が前回緊急事態宣言時の6倍以上に達する現状に鑑みると、緊急事態宣言解除に至る道のりは長く、また厳しい判断が求められるものになるとみられる。

娯楽施設や商業施設の営業自粛を要請した前回の緊急事態宣言の時は、宣言発出後2週間で新規感染者数の前週比倍率が0.7を下回る水準まで低下した(緊急事態宣言期間平均では0.77)。

簡易的な試算になるが、仮に前回なみの効果が得られたとしても、1都3県の医療体制(重症病床使用率)がステージⅣの水準を下回るまでには8週間を要するとみられ、緊急事態措置の期間延長は不可避な情勢といえる(下図:シナリオ1)。ちなみに東京都単独となると道のりはさらに遠い。

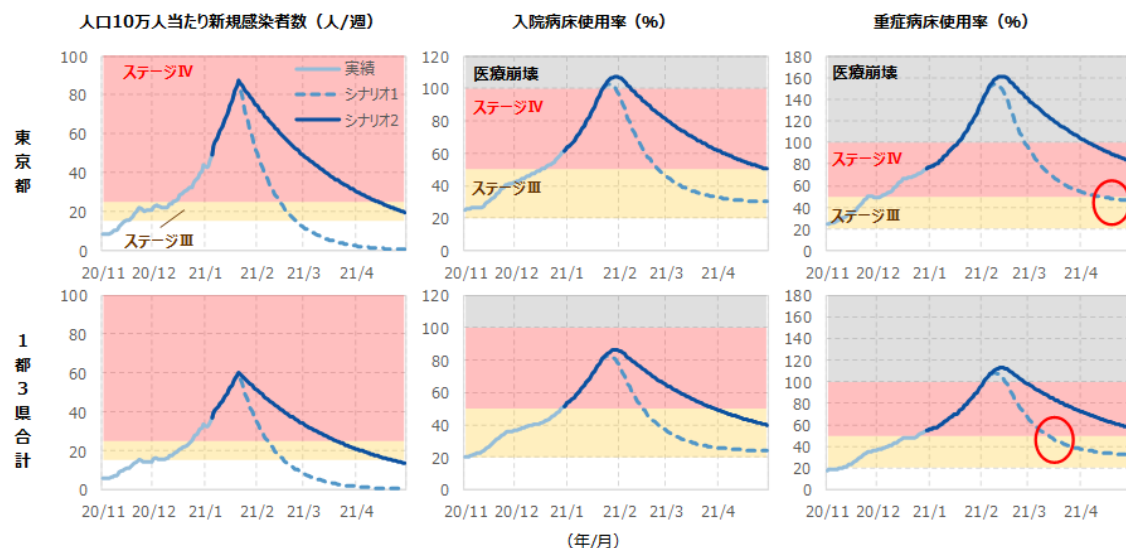
また感染拡大の「急所」である飲食店を狙い撃ちにする今回の緊急事態措置だが、人流抑制効果が限られる点是否めず、前回並みの感染抑制効果が得られない事態も十分に考えられる(下図:シナリオ2)。

その場合に備え、商業施設や娯楽施設などへの「働きかけ」を「要請」に切り替える等、さらなる制限強化も視野に入れた準備を進めておく必要があるだろう。

### 【ご参考】新規感染者数ならびに病床使用率のシミュレーション

シナリオ1：緊急事態宣言発出後2週間目から前週比倍率が0.7倍に低下

シナリオ2：緊急事態宣言発出後2週間目から前週比倍率が0.9倍に低下(=シナリオ1よりも抑制効果が弱い)



(大曲委員)

審議会への諮問事項に賛成する。

通常の医療が逼迫する状況は、さらに深刻となっており、新規の陽性者数の増加を徹底的に抑制しなければならぬ状況である。感染防止対策の効果が出始めるには、これまでの経験から2、3週間を必要とするため、実効性のある強い対策を直ちに行う必要がある。

(紙子委員)

1 住民に対し、外出自粛の協力要請（特措法第45条第1項）

上記要請、特に20時以降の外出自粛については徹底するよう要請することは適切である。飲食店や施設に20時までの時短営業を要請するにあたり、店舗施設の利用者個人が、医療提供体制の危機意識を共有する必要がある。

2 飲食店・食品を提供する遊興施設等の営業時間短縮・酒類提供時間限定の要請、イベントの人数・収容率制限（特措法第24条第9項）

上記要請は適切である。長期にわたり飲食店にとり苦境が続いており、経済的な支援は別途できる限り必要であるが、高齢者等の多くの生命健康を脅かす感染症拡大の最大のリスク要因が飲食や近距離のマスクをしない会話、歌唱などにあることに鑑み、対象を絞ったやむを得ない必要最小限度の制限であると考えている。

イベントでは、会場内では主催者の努力による感染防止策が取られていても、イベントのために集まる人の移動や接触が不可避であることから、人数制限は必要である。早期の最大限の人の接触回避策を採らなければ、経済回復も望めない。現状は、経済的打撃はあっても、強い感染抑制策をとるべき時期と考える。

3 緊急事態措置以外の対応

遊興施設、運動施設、公共施設、サービス業店舗等に対する20時までの時短営業、19時までの酒類提供の働きかけを行う対応は、適切であると考えている。

飲食店・酒類提供の業者だけが20時までの時短営業を実施しても、どれほど感染抑制効果が見込めるか分からないと、政府の助言組織等から指摘されている。個々の住民が自粛続きに辟易して利己的な行動を取れば、感染が抑制できない。そのため現状では、広く人の集まる施設にも、時短営業等に協力してもらう必要がある。多くの施設、事業者にとって、予定時間変更や来客減少で少なからぬ痛みを伴う制限であるが、夜間に行われる余暇活動を控えることは、社会経済活動をできるだけ止めずに感染拡大抑止をはかるため、やむを得ない制限で、現状では適切と考える。

(濱田委員)

審議事項である東京都緊急事態措置等について異議はない。

今回の国による緊急事態宣言は、新型コロナ感染者の急増による医療崩壊を防ぐことが主な目的と考える。このため、具体的な措置としては、昨年4月のように一般的な業種の休業要請ではなく、飲食業などに限定した時短営業の要請であることは仕方のないことである。

これに加えて、東京都では遊興施設などに時短営業の要請も行っており、都民に不要不急の外出を自粛してもらうためには有効な措置と考える。

こうした措置によっても感染者数の減少や医療ひっ迫が解消できない場合は、交通機関に時短営業（終電繰り上げなど）を要請することも検討いただきたい。

都民に外出自粛状況をリアルタイムで提供するため、都のHPなどに主要駅の混雑状況などを頻回に掲示いただきたい。